

臨時株主総会及び普通株主による  
種類株主総会招集のための基準日設定公告

平成 21 年 10 月 9 日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目 2 番 1 号  
株式会社日立情報システムズ  
代表執行役 原 巖

当社は、平成 21 年 12 月開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 10 月 26 日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

（注）本公告掲載日において、当社は会社法第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社ではありませんが、当社は、上記臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、並びに③会社法第 171 条第 1 項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の議案は、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により上記種類株主総会の決議が必要となります。そのため、上記臨時株主総会のほか、上記種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

以上

公告中断についての追加公告

下記の期間、当社ホームページに公告ファイルを未登録のため、公告中断が発生いたしました。

平成 21 年 10 月 9 日午前 0 時 00 分 から 平成 21 年 10 月 9 日午前 9 時 10 分まで

以上